全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

8月

きもつき民商　ニュースレター

2020 年 8 月 1 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■　緊急相談会実施中！　※感染防止のため事前予約をお願いします。

7月14日スタート

家賃支援給付金

インターネットでの申請　民商が応援します

中小企業(法人)に 600万円（最大）

個人・フリーランスに 300万円（最大）

【支給対象】

下記①②③すべてを満たす事業者

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象

②5月～12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50％以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30％以上

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

下表に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×２/３
	75万円超	50万円＋[支払賃料の75万円の超過分×１/３] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×２/３
	37.5万円超	25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×１/３] ※ただし、50万円（月額）が上限

【必要書類】

①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書など）

②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書など）

③本人確認書類（運転免許証など）

④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳など）

『民商』では、持続化給付金、休業協力金など、300 件以上の申請を応援、入金された給付金等の合計は２億２千万円を突破しました。

裏面へ続く

■ 持続化補助金も活用しましょう。※持続化給付金とは別物

『持続化補助金』とは

持続化補助金（正式名称：小規模事業者持続化補助金）とは、小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。
現在「一般型」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「コロナ特別対応型」の 2 種類があります。

具体的な補助対象経費

コロナウイルス感染症対策に係る業界別ガイドライン等の内容に照らした感染防止対策の実施であり、消耗品（下線）は、補助対象期間に購入及び使用した物品に限ります。

消毒費用
- 消毒設備の購入費
  （例：除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）
- 消毒費用の外注費
- 消毒液・アルコール液の購入費

マスク費用
- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

清掃費用
- 清掃作業の外注費
- 手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費

飛沫対策費用
- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入費・施工費

詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 新型コロナウイルスの感染防止に努めましょう。

大隅半島でも新型コロナウイルスの感染者が発生しました。ひとりひとりが危機意識を高く持ち、３密を避け、マスク着用、消毒の徹底など感染防止に努め、くらしと営業を守りましょう。
事務所では、感染防止対策の一環として、事務局員席に飛沫防止アクリル板、相談用テーブルに透明ビニールシートを設置しました。

■事務局夏期休暇のお知らせ

事務局の夏期休暇は、8/13（木）～8/16（日）になります。